

別表第 2（第 11 条関係）

項目	対象経費
スポーツ教室等実施経費	講師謝礼、印刷（製本）費、広告掲載料、消耗品費、保険料
会議費	消耗品費、郵送料、会場使用料
事務費	消耗品費、郵送料
修繕費	施設の修繕・整備に係る軽微なもの
共通用具購入費	清掃、整地等を行うために必要なもの 施設を安全に利用するために必要なもの 運営に係る物品及び利用者等が共通で使用する用具 （種目ごとに固有なスポーツ用品は認めない）
備品購入費	共通用具で購入価格が 5 万円以上のもの
消耗品費	共通用具で購入価格が 5 万円未満のもの
その他	上記に該当しないもので、区長が特に必要と認めるもの